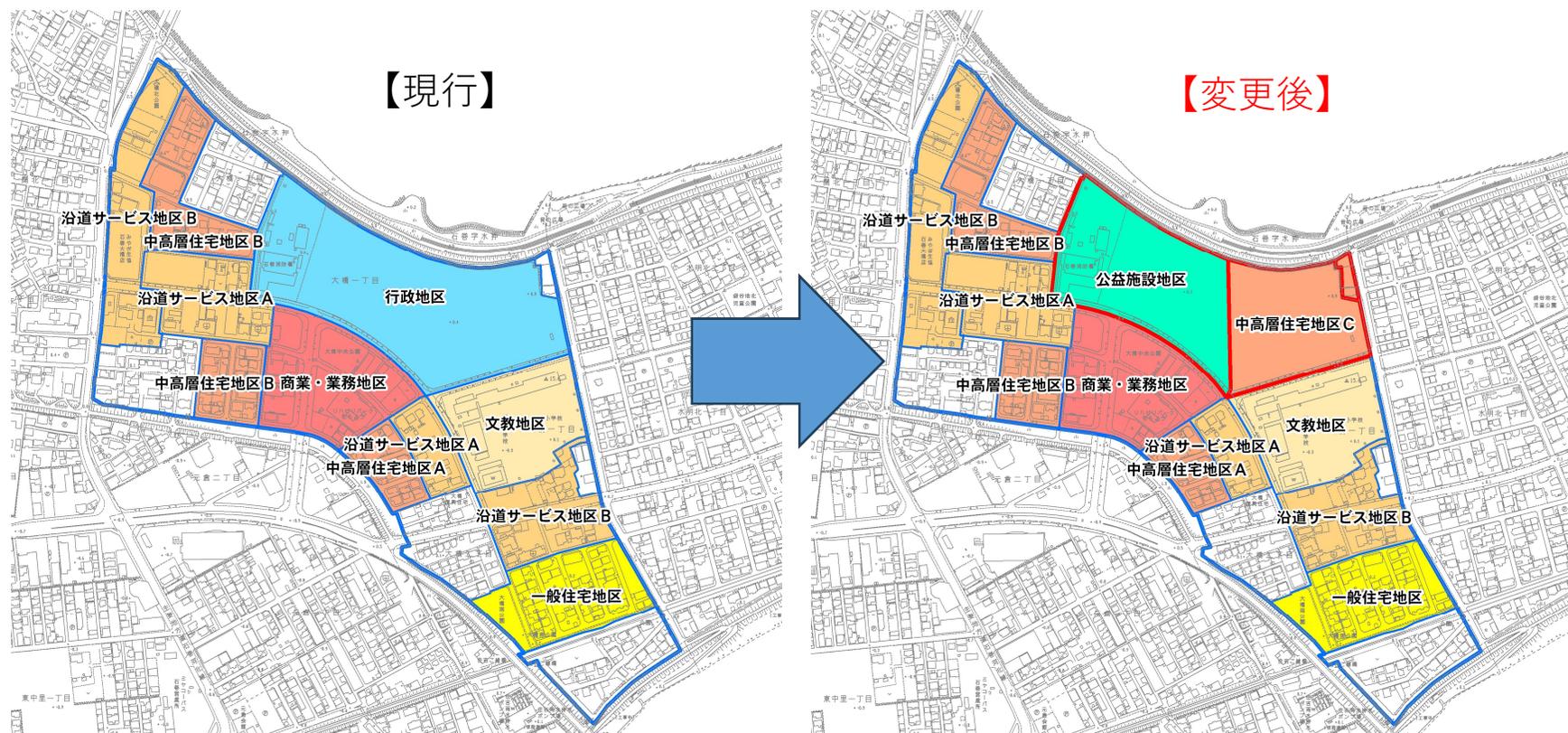


# 大橋地区 都市計画の変更 地区計画 新旧対照図 (行政地区から公益施設地区・中高層住宅地区Cへ)



## 大橋地区 地区計画変更事項の新旧対照表

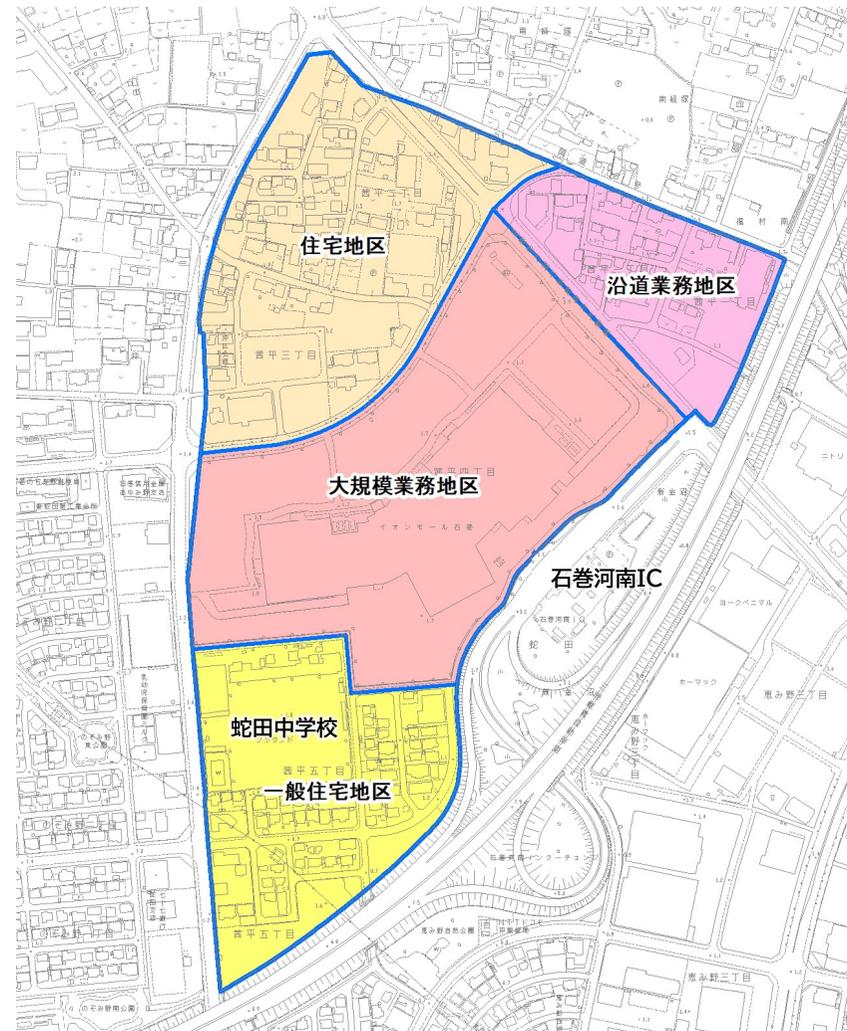
地区整備計画、**公益施設地区**の以下の事項

	新	旧	
地区名	公益施設地区	行政地区	変更内容
建築物等の用途の制限	<p><u>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</u></p> <p><u>(1)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の5の3で定めるもの(公共施設に附属するものを除く。)</u></p> <p><u>(2)ホテル又は旅館</u></p> <p><u>(3)神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p><u>(4)工場(附設される作業場を除く。)</u></p> <p><u>(5)自動車教習所</u></p> <p><u>(6)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</u></p> <p><u>(7)カラオケボックスその他これに類するもの</u></p> <p><u>(8)倉庫業を営む倉庫</u></p> <p><u>(9)畜舎</u></p>	<p><u>建築してはならない建築物</u></p> <p><u>地方公共団体の用に供する建築物以外の建築物</u></p>	制限変更
壁面の位置の制限	<p>外壁又はこれに代わる柱の中心線から道路境界線までの距離は、3m以上でなければならない。(すみ切りを除く。)</p> <p><u>ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号に該当する場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であること</u></p> <p><u>②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</u></p>	<p>外壁又はこれに代わる柱の中心線から道路境界線までの距離は、3m以上でなければならない。(すみ切りを除く。)</p>	変更無し 但書き追加

地区整備計画、**中高層住宅地区 C** の以下の事項

	新	旧	変更内容
地区名	中高層住宅地区 C	行政地区	
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)店舗、飲食店、事務所、自家用倉庫その他これらに類する用途に供するものうち令130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの</p> <p>(2)ホテル又は旅館</p> <p>(3)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5)工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）</p> <p>(6)自動車教習所</p> <p>(7)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</p> <p>(8)カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(9)畜舎</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>地方公共団体の用に供する建築物以外の建築物</p>	制限変更
建築物の敷地面積の最低限度	<p>175平方メートル</p> <p>ただし、<u>巡査派出所、公衆便所その他これらに類するものについては、この限りでない。</u></p>	二	新規設定
壁面の位置の制限	<p>外壁又はこれに代わる柱の中心線から道路境界線までの距離は、<u>1 m</u>以上でなければならない。（すみ切りを除く。）</p> <p>ただし、<u>建築物又は建築物の部分が次の各号に該当する場合は、この限りではない。</u></p> <p>①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であること</p> <p>②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>	<p>外壁又はこれに代わる柱の中心線から道路境界線までの距離は、<u>3 m</u>以上でなければならない。（すみ切りを除く。）</p>	距離変更 但書き追加
建築物等の高さの最高限度	<p><u>建築物の高さは20m以下とする。</u></p>	二	新規設定

# 蛇田西部地区 都市計画の変更 地区計画



地区計画 計画図

## 蛇田西部地区 地区計画変更事項の新旧対照表

地区整備計画、大規模業務地区の以下の事項

	新	旧	変更内容
地区名	大規模業務地区	大規模業務地区	
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く）</p> <p><u>(3)ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</u></p> <p>(4)畜舎</p> <p>(5)建築基準法別表第二（と）項第3号及び第4号（建築基準法施行令第130条の9の表中「準住居地域」の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものに限る。）に掲げるもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く）</p> <p><u>(3)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</u></p> <p>(4)畜舎</p> <p>(5)建築基準法別表第二（と）項第3号及び第4号（建築基準法施行令第130条の9の表中「準住居地域」の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものに限る。）に掲げるもの</p> <p><u>(6)建築基準法別表第二（ぬ）項第3号に掲げるもの</u></p>	用途地域と重複する制限の削除